



## 報道発表資料

報道関係者 各位

令和2年11月19日

【照会先】

山形労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 新関 一枝

室長 補佐

升川 禎子

(電話) 023-624-8228

### 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～労働局に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、働く方や企業の担当者等からの相談に対応するため都道府県労働局に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。この月間は、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる毎年12月に実施しています。

山形労働局（局長 <sup>かさい なおと</sup> 河西 直人）では、当月間中に「ハラスメント特別相談窓口」（別添資料1）を設置し、働く方や企業の担当者からの相談に対応するほか、厚生労働省の委託事業である夜間、土日の相談窓口「ハラスメント悩み相談室」（別添資料2）の周知を図ります。

また、12月に開催する「パートタイム・有期雇用労働法説明会&個別相談会」（別添資料4）及び「医療機関の労務管理者を対象とした労務管理研修会」（別添資料5）において、ハラスメントに関する相談対応（事前予約制）及び後者については職場のハラスメント対策に関する説明も行います。是非ご参加ください。

#### ハラスメント対応特別相談窓口

対象者：労働者、事業主、人事労務担当者

相談内容：職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業、介護休業の取得に関するハラスメント

開設期間：令和2年12月1日～令和3年3月31日

開設場所：山形労働局（雇用環境・均等室）  
電話023（624）8228

相談時間：月曜～金曜 8：30～17：15 土日祝日を除く

住所：〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階

★相談に係るプライバシーは守られます。また、匿名で相談することも可能です。相談は無料です。

## ハラスメント悩み相談室

受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 土曜・日曜 10:00～17:00

祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます

**0120-714-864**

メール相談：受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

メールアドレス [mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp](mailto:mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp)

### <添付資料>

- 1 ハラスメント特別相談窓口を開設します
- 2 ハラスメント悩み相談室リーフレット
- 3 2020年（令和2年）6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が強化されました！
- 4 パートタイム・有期雇用労働法説明会&個別相談会
- 5 医療機関の労務管理者を対象とした労務管理研修会